

（宛先）えびの市長

令和5年度 えびの市タクシー利用料金助成交付申請書

えびの市タクシー利用料金助成金を受けたいので、えびの市タクシー利用料金助成事業実施要領第3条の規定に基づき、申請します。

記

申請者	住所							
	フリガナ							
	氏名							
	生年月日	年	月	日	年齢	歳	電話番号	
	自治会名	自治会名（			）		班名（	

※上記申請者が未成年（18歳未満）のときは、保護者の同意（裏面同意欄に記入）が必要です。

交付要件 該当	(1) 65歳以上の者で、市税等の滞納がない者	
	(2) 高校生又は16歳以上65歳未満の者のうち、運転免許証（大型自動二輪車免許、普通自動二輪車免許、小型特殊自動車免許及び原動機付自転車免許を除く）の交付を受けていない者又は車両を所有していない者で、市税等の滞納がない者	
	(3) (2)の年齢の者のうち、病気等の理由で市長が特に認めるもの	

タクシー利用料金助成対象者の決定にあたっては、要件確認のために、えびの市が、市税等の滞納状況、運転免許証の交付状況及びえびの市が保有する住民基本台帳を調査することに同意します。

また、助成対象者となった場合、私が受領すべき助成金の受領については、えびの市タクシー利用券を利用するえびの市タクシー利用料金助成事業指定事業者へ委任します。

（宛先）えびの市長

申請者

※交付要件該当（2）の方は下記の記入もお願いします。

宣誓書	
	年 月 日
（宛先）えびの市長	氏 名
私は、運転免許証の交付を受けていないこと又は車両を所有していないことを宣誓いたします。	

(裏面)

【同意欄】

私は、表面の申請者がえびの市タクシー利用料金助成事業（以下「本事業」という。）に関し、次に掲げる一切の行為を行うことについて、保護者として同意いたします。

- 1 本事業の申請を行うこと。
- 2 本事業の申請を取り下げること。
- 3 本事業の助成対象者と認められた場合、タクシー利用料金助成対象者証とタクシー利用券の交付を受けること。
- 4 タクシー利用券を利用し、助成を受けること。
- 5 タクシー利用券の紛失等の届出をすること。
- 6 助成対象者でなくなった場合に、対象者証及びタクシー利用券の返還を行うこと。

保護者 住所

氏名

【注意事項】

保護者とは、親権を行う方、未成年後見人その他の方で、未成年の申請者を現に監護する方となります。具体的には、申請者の生計を主に維持している方が署名又は記名押印してください。